

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ⇩ 売買取引となるリース取引

**Q** :リース取引でも売買になる取引があるようですが、どのような取引がそれに該当するのですか？

**A** :次のようなリース取引は売買として取り扱われます。

**【解説】**

法人税では、資産の賃貸借で次の要件を満たすものはリース取引として取り扱われます。

- ①その賃貸借契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること
- ②その賃貸借に係る賃借人がその賃貸借にかかる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、その資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること

そして、次の要件に該当するものは売買取引として取り扱われることになっています。

- ①リース期間終了時などにリース資産が無償又は名目的な対価の額でその賃借人に譲渡されるものであること
- ②その賃借人にリース期間終了時などにリース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること
- ③リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中その賃借人にのみ使用されると見込まれるものであること又はリース資産の識別が困難であると認められるものであること
- ④リース期間がリース資産の耐用年数に比して相当の差異があるもの

